



国 土 動 第 5 4 号
平成 28 年 9 月 29 日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長



建設工事の請負契約等における消費税率の取扱いについて

消費税率の 10 %への引上げについては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）において、現行、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとされている。また、建設工事の請負契約等については、指定日（平成 28 年 10 月 1 日）の前日までに請負契約を締結している場合には、その引渡しが平成 29 年 4 月 1 日以降となる場合でも、8 % の消費税率を適用する経過措置が設けられている。

今般、当該引上げに関して、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が本年 8 月 24 日に閣議決定（別添参照）され、施行日を平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に、適用税率の経過措置の指定日を平成 28 年 10 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日に変更することが明記されたところである。

現時点では、当該閣議決定を踏まえた同法の改正はなされていないが、平成 28 年 10 月 1 日以降に請負契約を締結する建設工事等であって平成 29 年 4 月 1 日以後に引渡しを行うものについては、同法の改正状況に留意しつつ、引渡し時点における消費税率を適用した契約内容となるよう、適切に対応されたい。